

環廃産発第050330010号
平成17年3月30日

各都道府県・各保健所設置市
廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室長

非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理について

廃棄物行政については、かねてからご尽力いただいているところですが、特別管理産業廃棄物である廃石綿等以外のアスベストを含有する成型品が廃棄物となったもの、すなわち非飛散性アスベスト廃棄物については、その取扱い方によっては、表面及び破断面からアスベストが飛散するおそれがあることから、環境省で検討会を開催して、その適正な処取扱い方法について検討してきました。

今般、その検討結果が非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針として別添のおとり取りまとめられたので通知します。

貴職におかれては、本技術指針を排出事業者、廃棄物処理業者等の関係者に周知し、指針に沿った非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理の確保が図られるよう指導の徹底に努められるようお願いいたします。

別添

非飛散性アスベスト廃棄物の 取扱いに関する技術指針

有害物質含有等製品廃棄物の適正処理検討会

目次

第1章 総則	
1. 1 目的	1
1. 2 定義	2
1. 3 適用範囲	4
第2章 計画	
2. 1 発注者の事前確認	5
2. 2 処理計画	8
2. 3 処理経路	9
2. 4 処理委託	10
第3章 撤去	
3. 1 アスベスト成形板の撤去	12
3. 2 解体現場での保管	14
第4章 収集運搬	
4. 1 収集運搬の留意事項	15
4. 2 運搬車両	15
第5章 中間処理	
5. 1 受入れ	16
5. 2 破碎等	16
第6章 最終処分	
6. 1 最終処分場の管理	18
6. 2 埋立場所	18
6. 3 埋立方法	19
有害物質含有等製品廃棄物の適正処理検討会委員名簿	22

第1章 総則

1. 1 目的

本指針は、建築物の解体工事及び改修工事に伴って生ずる非飛散性アスベスト廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下、「廃棄物処理法」という。）に沿って適正に処理するための具体的な処理手順を示すことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（解説）

- (1) アスベスト（石綿）は、耐熱性、耐薬品製等の優れた性質から建材に広く利用されてきたが、作業従事者がアスベストを吸い込むことによりじん肺、肺がん、中皮腫等を引き起す可能性のある有害物質である。
- (2) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）では、製造等の禁止、製品を渡す際の取扱い上の注意事項等の容器又は包装への表示及び文書の交付、吹付け石綿の除去作業計画の届出等が、また、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）では、吹付け石綿除去作業の届出、石綿製品製造施設の特定粉じん発生施設としての届出等が規定されている。
- (3) これらの動向から、平成3年、廃棄物処理法の一部改正により、アスベストが建築物に吹き付けられたもの及びアスベストを含む保温材の除去作業等によって発生した飛散するおそれのあるものが、「廃石綿等」として特別管理産業廃棄物に指定された。
一方、アスベストがセメント、けい酸カルシウム等と一体に成形され、大量に建築資材として使用されているアスベスト成形板については、廃棄物処理法では「廃石綿等」とされていないが、アスベスト成形板の破壊又は破断による石綿粉じんの発生のおそれがある。そこで、アスベスト成形板使用箇所の解体作業等では、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下、「石綿則」という。ただし、平成17年6月30日までは特定化学物質等障害予防規則（昭和47年厚生省令第39号）が適用される。）第13条及び第14条において、飛散防止のための湿潤化、保護具の着用等の措置を行うことが規定されている。
- (4) アスベスト成形板が廃棄物となったもの、すなわち非飛散性アスベスト廃棄物の処理時にアスベスト成形板の破壊又は破断によって、アスベストが飛散するおそれがある。そこで、本指針は、非飛散性アスベスト廃棄物からのアスベスト飛散が生活環境に係わる障害を生じないように、非飛散性アスベスト廃棄物からのアスベストの飛散を防止し、廃棄物として適正に処理が行われるよう具体的な処理手順等を示すものである。

1. 2 定義

本指針で用いる用語の定義は、次のとおりである。

- (1) アスベスト成形板
セメント、けい酸カルシウム等の原料に、アスベストを補強繊維として混合し、成形されたもののうち、アスベスト含有率が1重量%を超えるものをいう。
- (2) 飛散性アスベスト廃棄物
吹付けアスベスト、アスベスト保温材等、容易に大気中に飛散するおそれのあるアスベストを含む廃棄物をいう。
- (3) 非飛散性アスベスト廃棄物
アスベスト成形板が解体工事等により撤去され廃棄物となったものをいう。
- (4) 解体工事等
建築物の解体工事又は改修工事をいう。
- (5) 処理
分別、保管、収集運搬、再生、処分等をいう。
- (6) 処分
中間処理及び最終処分をいう。中間処理とは、減量化、減容化、安定化、無害化等を目的として行う処理をいい、最終処分とは埋立処分をいう。
- (7) 発注者
建築物の所有者又は管理者であって、解体工事等を発注する者をいう。
- (8) 排出事業者
廃棄物を排出する者であり、解体工事等では、原則として発注者から直接工事を請け負う者（元請業者）が該当する。
- (9) 処理業者
産業廃棄物の収集運搬業又は処分業の許可を取得している者をいう。

(解説)

(1) について

アスベストは、「石綿」とも表記されているが、本指針では、法令、JIS、製品名で用いられている場合を除き、「アスベスト」と表記することとする。

アスベストを含む製品は JIS の改定、廃止等によって呼称が変わっているため、その総称としてアスベスト成形板とした。

現在では繊維強化セメント板 (JIS A 5430⁻²⁰⁰¹) が種類も多く、建築用に広く使用されてきており、スレート (波板、ボード)、パーライト板、けい酸カルシウム板、スラグせっこう板がそれに相当する。

この他、窯業系サイディング (JIS A 5422⁻²⁰⁰²)、パルプセメント板 (JIS A 5414⁻¹⁹⁹³)、住宅屋根用化粧スレート (JIS A 5423⁻²⁰⁰⁰)、石綿セメント円筒等 (JIS A 5405⁻¹⁹⁸²) がある。

この他、スレート・木毛セメント積層板(JIS A 5426¹⁹⁸⁵)のようにアスベスト成形板との複合板等もある。アスベスト成形板等の種類、記号、主な用途を参考資料 1 に示した。

なお、平成 16 年 10 月 1 日から労働安全衛生法施行令(昭和 47 年政令第 318 号)の改正により、一部の用途を除き、アスベスト成形板の製造、販売及び輸入が禁止された。

(2) について

飛散性アスベスト廃棄物の対象物に関しては、廃棄物処理法施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号)第 1 条の 2 第 7 項で次のように定められている。

- 1) 吹付けられた建築材料から除去された石綿
- 2) 石綿を含むもののうち石綿材除去事業により除去された次のもの
 - ① 石綿保温材
 - ② けいそう土保温材
 - ③ パーライト保温材
 - ④ 人の接触、気流及び振動等により①～③と同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材(比重 0.5 以下の石綿含有保温材)
- 3) 1)及び2)のものを除去する際に用いられたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣等で石綿が付着しているおそれのあるもの。

(3) について

1) 非飛散性アスベスト廃棄物の区分

アスベスト成形板は、廃棄物になった際には、容易に大気中に飛散しない非飛散性アスベスト廃棄物となり、主に産業廃棄物の「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物」(がれき類)(令第 2 条 9 号)又は「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」(令第 2 条 7 号)に該当する。

2) 耐火被覆材について

アスベスト成形板のうち、耐火被覆材については、比重が小さく強度が弱いものがあるので、その取扱いには、十分注意する必要がある。